

つくば市記者会 御中

発信日：平成30年 12月27日（木）

発信元：つくば市総務部人事課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

懲戒処分公表について



「つくば市職員の懲戒処分等に関する公表基準」に基づき、職員の懲戒処分について公表します。

1 処分の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 被処分者 | こども部こども育成課 課長補佐 50歳 男性 |
| (2) 処分年月日 | 平成30年12月27日 |
| (3) 処分の内容 | 停職1か月 |
| (4) 処分の理由 | 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号 |
| (5) 概要 | 平成30年5月31日（木）午後4時頃、被処分者（当時 児童館長）が、市内児童館において、男子児童の左頬を平手打ちしたものの。
また、平成29年度中にも、被処分者が他の児童に対して、平手打ちや胸元をつかむなどの不適切な行為があったもの。 |
| (6) 管理監督責任 | 平成29年度及び平成30年度の部長、次長、課長及び課長補佐 訓告 |

2 市長訓示

平成30年12月26日、管理職に対して、市長訓示（ホームページに掲載）を行いました。

（HPアドレス <http://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/oshirase/1006000.html>）

3 市長コメント

このたびは、本市の職員が、決してあってはならない児童への暴力という非違行為により、児童、保護者及び市民の皆様の信頼を裏切り、多大なる御迷惑をおかけしましたことを、心から深くおわび申し上げます。市職員一人一人が市民に寄り添い、信頼を回復できるよう、組織一丸となって取り組んでいきます。